

春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の要旨

資料 1

1 市行動計画の策定根拠 (P2)

市行動計画は、平成 24 年 5 月制定の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第 8 条に基づき、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き策定するもの。

2 対策の目的及び戦略 (P3)

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。また、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

3 春日井市における患者等の被害想定 (P6)

国・県の被害想定に従い、り患率は人口の 25% (本市の人口約 77,000 人 / 309,833 人)。

医療機関を受診する患者数 (人口の 25% がり患すると想定)		約 31,500 人～約 60,900 人
入院患者数 (上限)	病原性が中等度の場合	約 1,300 人 (1 日最大入院患者数 約 250 人) (流行発生から 5 週目)
	病原性が重度の場合	約 4,870 人 (1 日最大入院患者数 約 970 人)
死亡者数	病原性が中等度の場合	約 420 人
	病原性が重度の場合	約 1,550 人

4 市行動計画の主要 6 項目の設定 (P9)

(1) 実施体制 (P9)

必要に応じて春日井市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを推進する。また、任意又は緊急事態宣言による市対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

(2) 情報収集 (P9)

国及び県から新型インフルエンザ等の患者発生等の情報を収集する。

また、学校等での新型インフルエンザ等集団発生の把握を行う。

(3) 情報提供・共有 (P10)

市民相談窓口の設置、市ホームページの活用等により市民へ分かりやすい情報提供を行うとともに、医療機関等との情報共有を行う。

(4) 予防・まん延防止 (P11)

特措法第 28 条に基づき、登録事業者及び公務員に対して特定接種を行うとともに、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市民に対して住民接種を行う。

(5) 医療 (P14)

市民に対して、帰国者・接触者センター及び帰国者・接触者外来に係る情報を提供するとともに、県と協力し、医療機関及び医療従事者に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を提供する。

(6) 市民生活・市民経済の安定の確保 (P16)

市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、県、市、医療機関、一般事業者等が事前に必要な準備を行う。

5 発生段階の設定 (P16)

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画と整合を図るため、県計画と同様の発生段階を設定する。

未発生期－海外発生期－県内未発生期－県内発生早期－県内感染期－小康期 (計 6 段階)

6 市対策本部組織の編成 (P19)

本部長	市長
副本部長兼本部員	副市長 (2)、教育長、市民病院長
本部員	企画政策部長、総務部長、財政部長、市民生活部長、文化スポーツ部長、健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、市民病院事務局長、上下水道部長、会計管理者、消防長、副消防長、消防署長、教育部長、議会事務局長、監査事務局長
本部職員	広報広聴課長、人事課長、市民活動推進課長、市民課長、高齢福祉課長、保育課長、環境保全課長、経済振興課長、農政課長、管理課長、企画経営課長、消防総務課長、教育総務課長、学校教育課長

※ 市対策本部会議開催時において必要に応じて出席を依頼する外部委員

春日井保健所長、春日井市医師会長、春日井市歯科医師会長、春日井市薬剤師会長、春日井警察署長

7 各発生段階における対策 (P20～)

発生段階ごとに、目的、対策の考え方及び主要 6 項目の個別の対策を整理する。

(次ページ表参照)

各発生段階における対策

国・県の動きイメージ	政府対策本部及び愛知県対策本部設置	緊急事態宣言（政府対策本部長）→市対策本部の設置 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限（県→市）	緊急事態宣言終了
------------	-------------------	---	----------

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期
			県内未発生期	県内発生早期	県内感染期		
	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	患者が発生していない状態	患者が発生しているが、患者の接触歴が疫学調査で追える状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
主要6項目	実施体制	●体制の整備及び国・県・市の連携強化	●必要に応じた連絡調整会議の開催 ●任意又は緊急事態宣言時の市対策本部設置				●市対策本部の廃止（緊急事態解除宣言時）
	情報収集	●学校等での集団発生の把握		(強化) ●患者の受診状況の把握		(通常へ)	(再流行の探知)
	情報提供・共有	●市民相談窓口の設置準備	●市政記者クラブへの情報提供 ●市民相談窓口の設置	(充実・強化)		(継続)	(適宜提供へ) (縮小)
	予防・まん延防止	●特定接種・住民接種の接種体制の構築	●特定接種の実施 ●住民接種の準備	●公共施設の感染対策	(実施) ●学級閉鎖・休園等の対応	(強化)	(第二波に備えた実施)
	医療	●医療体制の整備に係る県への協力	●帰国者・接触者外来等の市民への情報提供			●在宅で療養する患者への支援	
	市民生活及び市民経済の安定の確保	●要援護者への生活支援体制の準備 ●火葬能力の把握	●要援護者への新型インフルエンザ等発生に係る周知 ●県からの要請による、遺体安置施設等の確保準備	●具体的支援の対応方法の確認	●県と連携した見回り、食事の提供及び医療機関への移送 ●尾張東部火葬場管理組合と連携した火葬の実施		